

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目次
◇告示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度(森林保全課)

告示

鳥取県告示第九百二十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、保安林の平成五年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成五年十二月一日

鳥取県知事 西尾 昌次

土砂の流出の防備		水源のかん養		指定目的		同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	
鳥取	倉吉	米子	国府	岩美	福部	郡家	船岡	八東
鳥取市	倉吉市	米子市	岩美郡国府町	岩美郡岩美町	岩美郡福部村	八頭郡郡家町	八頭郡船岡町	八頭郡八東町
六三・一二	三一・四九	〇・一〇	六・〇六	一〇四・三七	〇・三〇	一三・六四	二・〇〇	四・八八
鳥取地区	倉吉地区	米子地区	八頭地区	鳥取地区	八頭地区	八頭地区	八頭地区	八頭地区
鳥取市	倉吉市及び東伯郡	米子市、西伯郡及び日野郡(溝口町及び江府町に限る。)	八頭郡(河原町及び郡家町を除く。)	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡(河原町及び郡家町に限る。)	八頭郡(河原町及び郡家町に限る。)	八頭郡(河原町及び郡家町に限る。)	八頭郡(河原町及び郡家町に限る。)	八頭郡(河原町及び郡家町に限る。)
一、六五三・二九	一、六五九・八九	七〇七・七二	二、三二九・七七	一、一三七・二八	二、三二九・七七	二、三二九・七七	二、三二九・七七	二、三二九・七七

大山	中山	赤碓	東伯	北条	関金	三朝	東郷	青谷	鹿野	気高	智頭	佐治	用瀬	河原	若桜
西伯郡大山町	西伯郡中山町	東伯郡赤碓町	東伯郡東伯町	東伯郡北条町	東伯郡関金町	東伯郡三朝町	東伯郡東郷町	気高郡青谷町	気高郡鹿野町	気高郡気高町	八頭郡智頭町	八頭郡佐治村	八頭郡用瀬町	八頭郡河原町	八頭郡若桜町
一九・〇〇	一・五二	一・三二	五七・〇六	〇・〇九	一六・八八	五〇・〇二	四四・六〇	四・七五	八四・九〇	一・三〇	九・〇二	一・四〇	一四・七六	一一・一〇	一四・五一

干害の防備															
池ノ内下平	明見谷東平	喜才谷山	長谷	大原	栗尾	志津	高路	日南	日野	江府	溝口	西伯	会見	岸本	淀江
八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平	八頭郡船岡町大字殿字明見谷東平	八頭郡船岡町大字殿字喜才谷山	岩美郡岩美町大字長谷	倉吉市大原	倉吉市栗尾	倉吉市志津	鳥取市高路	日野郡日南町	日野郡日野町	日野郡江府町	日野郡溝口町	西伯郡西伯町	西伯郡会見町	西伯郡岸本町	西伯郡淀江町
〇・九六	〇・四四	〇・四〇	四・一六	〇・六八	一・八二	〇・三〇	一三・三八	三・四九	一六・一〇	四・四六	五・〇九	六・〇三	一・五四	五・〇九	〇・〇四

健 公衆の保												
西部地区	中部地区	東部地区	大谷奥	法勝寺	本宮	孝靈山	杉地	金屋	槻下	大谷	水谷	赤波
米子市、 日野郡 境港市、 西伯郡及び	倉吉市及び東伯郡	鳥取市、 気高郡 岩美郡、 八頭郡及び	西伯郡西伯町大字 奥 西伯町大字 伐株字大谷	西伯郡西伯町大字 法勝寺	西伯郡淀江町大字 本宮	西伯郡大山町宮内、 松字門野及び長田字 孝靈山	東伯郡東伯町大字 杉地	東伯郡東伯町大字 金屋	東伯郡東伯町大字 槻下	東伯郡大栄町大字 大谷	気高郡鹿野町大字 水谷	八頭郡用瀬町大字 赤波
六・〇三	三四・六四	七七・二八	〇・〇八	〇・四四	一・〇八	二・五三	〇・七二	〇・六八	〇・一〇	一・四八	一・一二	一・五六